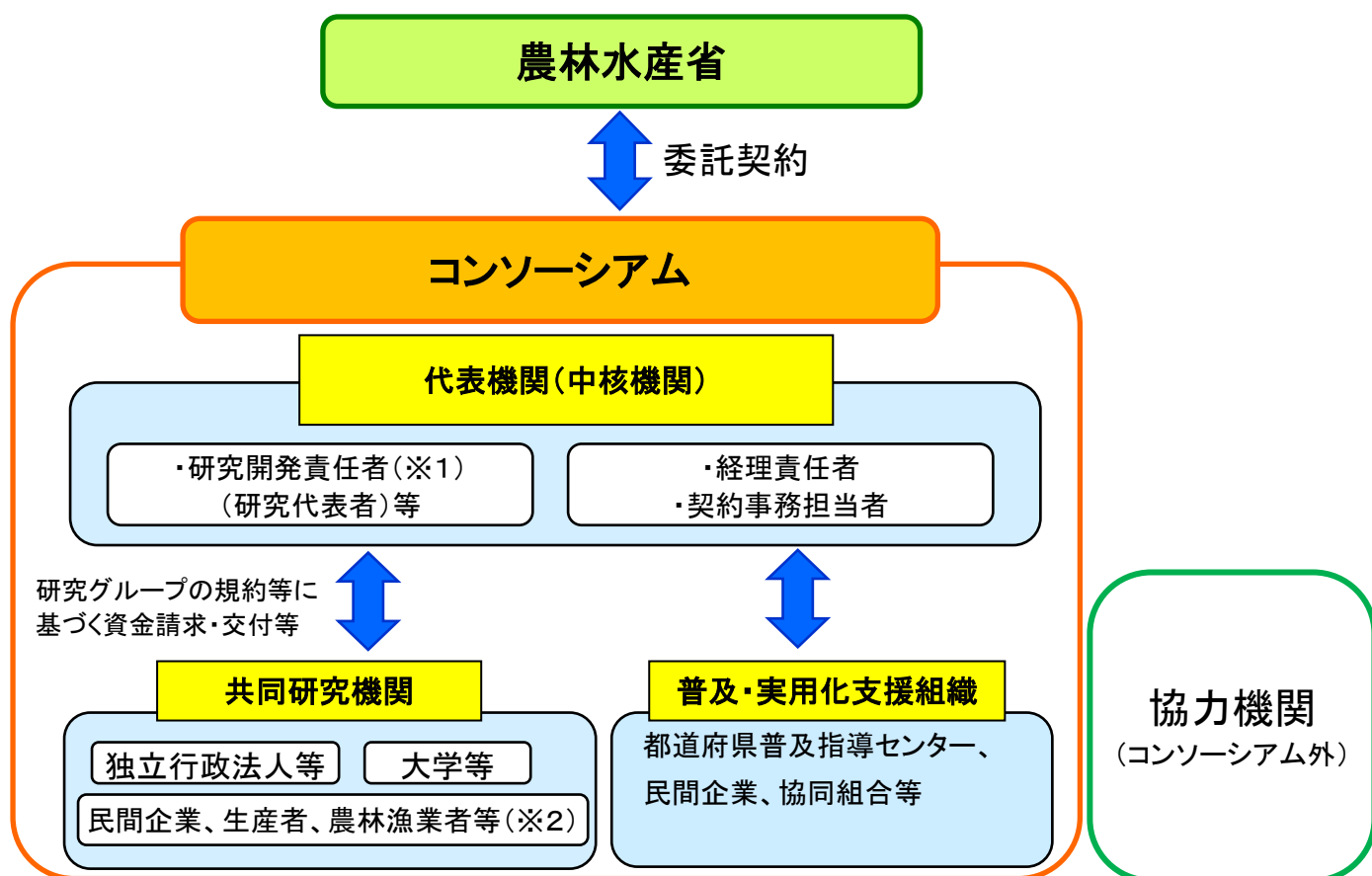


令和7年度農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業に係る契約方式について

農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業への応募及び当該事業の実施に当たっては、複数の研究機関等が共同してコンソーシアムを構成している実態、その研究機関等相互の協働等を考慮し、コンソーシアムの代表機関に農林水産省との契約を締結していただくこととしています。

【コンソーシアム方式】

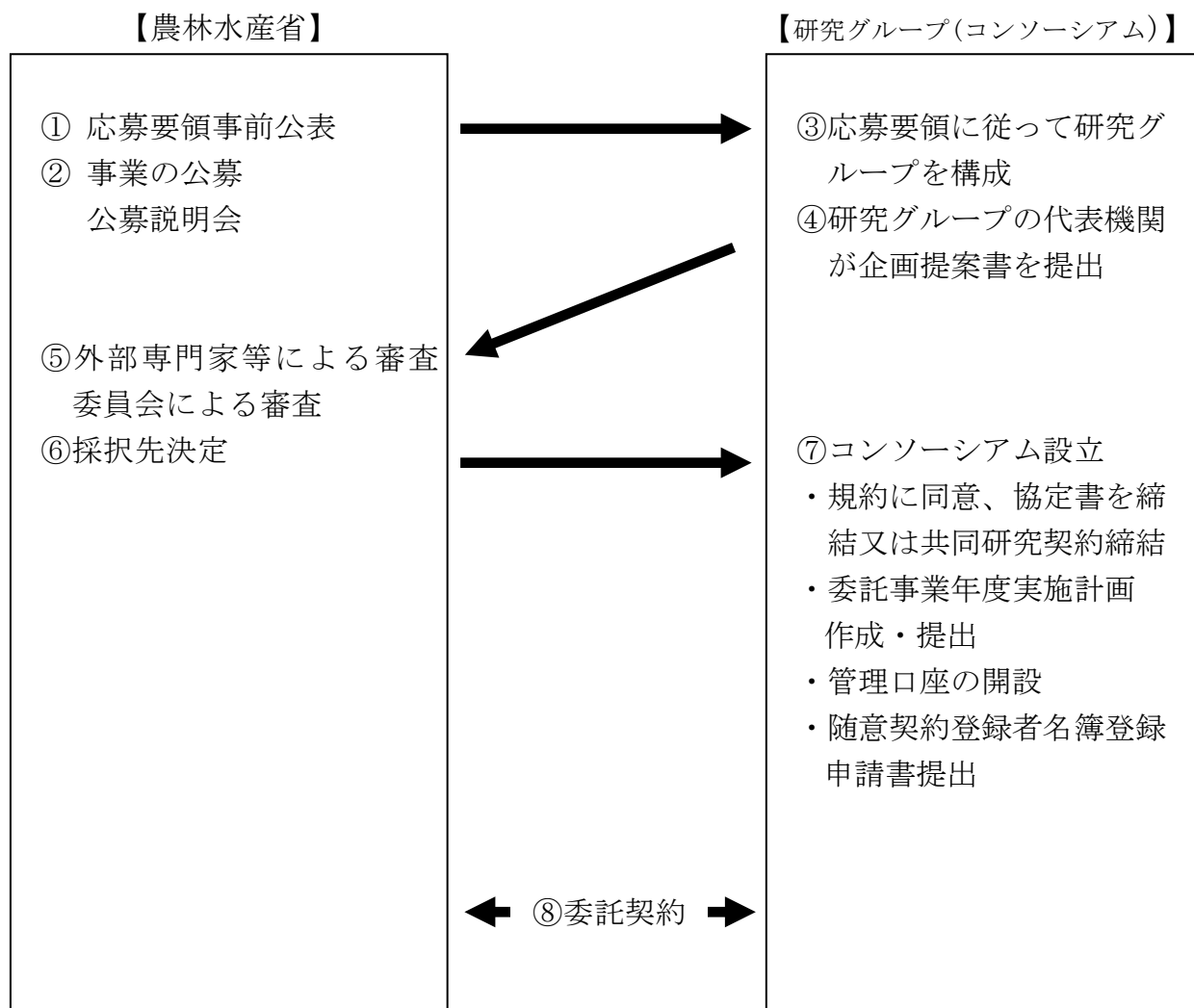


※1 研究開発責任者とは、当該研究の実施計画の起案立案、実施、成果管理等をする代表者。

※2 参画必須機関については、令和7年度農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業応募要領別紙1を確認してください。

令和7年度農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業 応募要領「Ⅳ 応募 1 応募資格等」の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、コンソーシアムの代表機関が中心となって、契約単位としてのコンソーシアムを設立していただきます。研究費は、各研究機関等に責任を持って執行していただきます。その際の事務の流れは次の1及び2のとおりです。

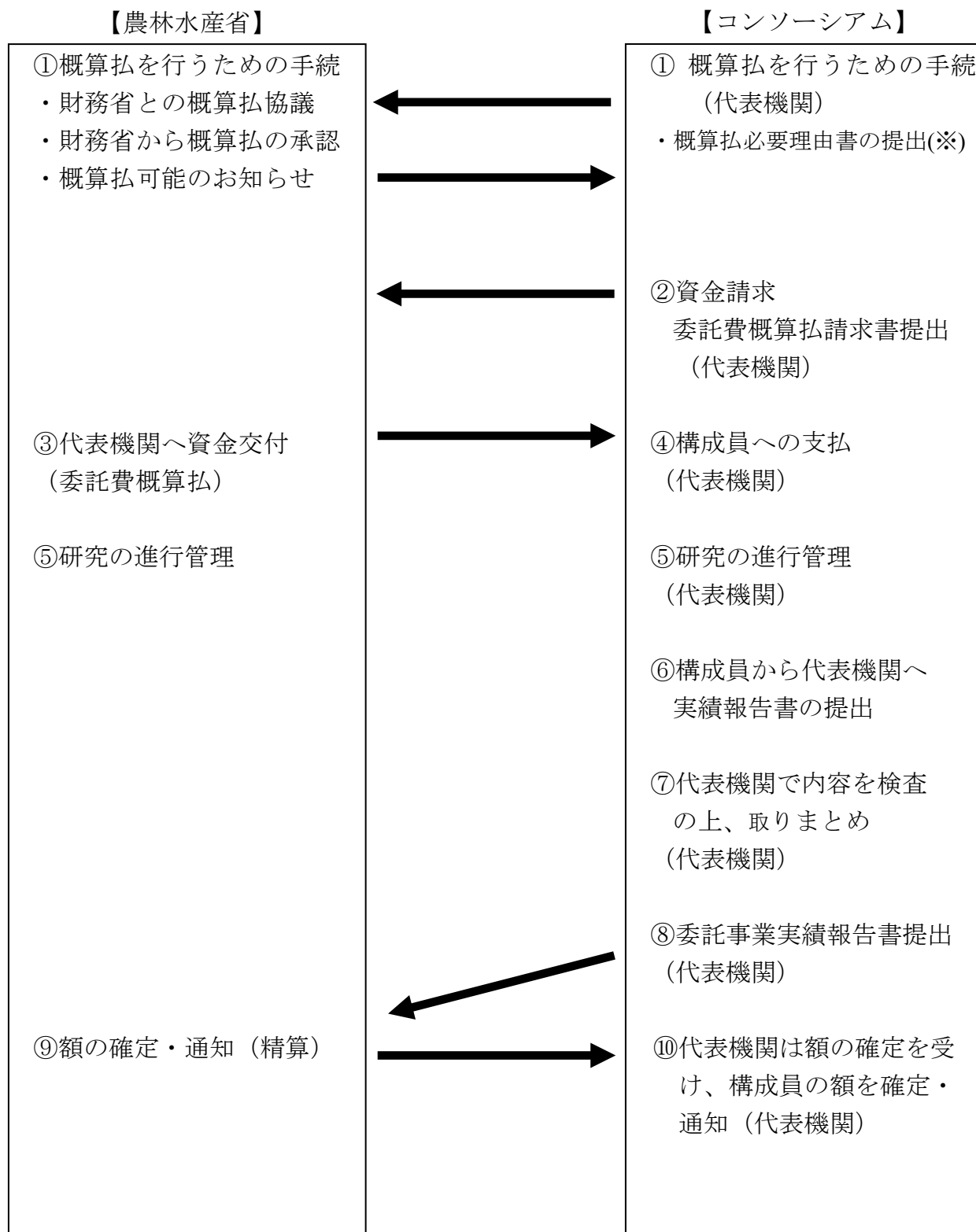
1. 公募から契約締結までの事務の流れ



※注1：研究グループによる事業実施について、コンソーシアムを構成することとなるすべての研究機関の内諾を得ている必要がありますが、③の時点では、必ずしもコンソーシアムを設立している必要はありません。

※注2：⑦により、コンソーシアムとして契約する体制を構築。

2. 契約締結から額の確定までの事務の流れ（概算払の場合）



(※) 財務省との協議に当たり、事前に概算払必要理由書（様式自由）を提出していただく場合があります。